

新たな議会活動が スタート！

議会運営の指針となる 板倉町議会基本条例を 制定しました

板倉町議会では、議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定に向け、平成23年6月に議員全員が委員となり議会改革特別委員会（委員長 小森谷幸雄議員）を設置し、約2年半にわたり協議検討を重ねてきました。特別委員会では、改革項目をあげ議論を積み重ね、平成24年7月に実施した「議会に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、条例に盛り込む事項、先進事例の調査、視察研修を行い、今定例会最終日の12月17日の本会議において、「板倉町議会基本条例」を議員発議により提案し、全会一致で可決、12月20日公布、平成26年1月1日から施行されました。

議会基本条例とは

町民に対し、議会の役割や議会と町民との関係、議会と町長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わなければならない責務を定め、議会としての責任を担って町民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを目的に条例に明文化するものです。

条例制定にあたって

議会は、町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大するなかで、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則をこの条例に定め、最良の意思決定を行うことによ

り、町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めるものです。

併せて、板倉町議会は、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な町民参加の推進、議員間の自由討議の展開、町長等執行機関との緊張感の維持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等を定めることにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進される議会、町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、板倉町のまちづくりを推進するものです。

条例の主な内容

板倉町議会基本条例では、議会運営に関する次のような基本的事項について定めています。

- 1 総則
 - 2 議会の活動原則
 - 3 議員の活動原則
 - 4 町民と議会の関係
 - 5 議会と町長等との関係
 - 6 議会の機能強化
 - 7 議会事務局の体制整備
 - 8 議員の政治倫理、身分及び処遇
 - 9 最高規範性で見直し手続
- ※なお、議会基本条例の制定により、板倉町議会委員会条例、板倉町議会会議規則等の見直しも行いました。

特記すべき事項

- ◆議案の賛否公表 議会広報において、賛否が分かれた議案については、議員の賛否を掲載します。
- ◆傍聴者への資料提供 本会議及び一般質問におい

今後の取り組み

板倉町議会では、議会基本条例制定を契機に、より一層議会の活性化を図るとともに、議会及び議員の責務を自覚しながら、町民のみならずの付託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいきます。

※なお、これまでの議会改革への取り組みについては、町ホームページ内の町議会掲載しています。

予算決算常任委員会 正副委員長が就任！



▲右側が荻野委員長 左側が今村副委員長

板倉町議会基本条例制定に伴い、新たに予算決算常任委員会が設置され、委員長に荻野美友議員、副委員長に今村好市議員が選任されました。

議会改革への取り組み 条例制定までの道のり

議会基本条例制定に向けた主な取り組みの道のりは、次のとおりです。

- 平成22年
 - ・12月 議員定数14人→12人へ削減
- 平成23年
 - ・4月 板倉町議会議員選挙
 - ・5月 板倉町議会議員就任 (H23.5.1~H27.4.30)
 - ・6月 平成23年第2回板倉町議会定例会において、議会改革特別委員会設置 (委員長 小森谷幸雄議員)
 - ・7月 先進地視察研修 (産業建設生活常任委員会)
 - ・8月 富山県小矢部市議会「議会基本条例及び取り組み」 先進地視察研修 (総務文教福祉常任委員会)
 - ・京都府亀岡市議会「議会基本条例及び取り組み」
- 平成24年
 - ・1月 議会改革特別委員会内へ作業部会設置。部会で改革の素案を検討し、全体会へ調整を諮る。
 - ・2月 作業部会、全体会開催。目的、基本項目の確認。
 - ・3月 平成24年第1回板倉町議会定例会において、議案名等の提出の取扱変更及び常任委員会の原則公開とする。作業部会、全体会開催。改革項目の検討、協議。
 - ・4月 作業部会、全体会開催。改革項目の検討、協議。
 - ・5月 作業部会、全体会開催。議会アンケートの内容検討及び協議。
 - ・6月 行政区長会議にて、板倉町議会に関するアンケート調査への協力依頼。広報いたくら7月号にあわせて毎戸配布。(行政区加入世帯：4,438世帯)
 - ・7月 作業部会、全体会開催。改革項目の検討、協議。行政区長会議にあわせ、アンケートの回収。(回収数：3,867世帯/回収率：87.1%)
 - ・8月 全体会開催。改革項目の検討、協議。
 - ・9月 全体会開催。改革項目の検討、協議。
 - ・10月 議会改革特別委員会において、板倉町議会に関するアンケート調査結果報告。あわせて、行政区長会議で結果報告を行う。
 - ・11月 いたくら議会だよりにて、板倉町議会に関するアンケート調査結果を掲載し、町民へ周知する。
 - ・12月 広報いたくら12月号へ定例会の日程、主な議案、一般質問通告者及び質問要旨を掲載し、議会傍聴者の増員を試みる。あわせて、議会初日を広報紙が毎戸へ行き渡ると予想される10日ごろとした。
- 平成25年
 - ・1月 全体会開催。議会基本条例(案)の検討、協議。先進地視察研修。議会改革特別委員会 神奈川大磯町議会「議会基本条例及び取り組み」
 - ・2月 全体会開催。議会基本条例(案)、運用基準(案)の検討、協議。
 - ・3月 平成25年第1回板倉町議会定例会において、傍聴者の閲覧として、議案書、予算書を用意する。
 - ・4月 全体会開催。運用基準(案)の検討、協議。
 - ・6月 平成25年第2回板倉町議会定例会において、議員報酬の削減。議長10%、副議長7%、その他の議員5%。期間：平成25年7月1日～平成26年3月31日まで。全体会開催。会議規則等の検討、協議。
 - ・7月 全体会開催。会議規則等、運営に関する基準、傍聴規則、議員申し合わせの検討、協議。
 - ・8月 全体会開催。議会基本条例(案)の内容確認、協議。
 - ・9月 課長会議にて、板倉町議会基本条例関係を説明。
 - ・10月 板倉町議会基本条例関係を町執行部と協議。
 - ・11月 議会改革特別委員長より、議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果の提出 (議長へ)
 - ・12月17日 第4回板倉町議会定例会最終日に議会改革特別委員長より、議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果の報告及び条例可決。(全会一致)
 - ・12月20日 板倉町議会基本条例公布
- 平成26年
 - ・1月1日 板倉町議会基本条例施行



▲一般質問では、平成14年度から一問一答方式を導入し対面で議論が交わされている